



山形県公報

令和2年6月1日(月)

号 外 (20)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (森林ノミクス推進課) … 1

告 示

山形県告示第432号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	298.68
相沢川	109.27
田川	534.20
五十川～鼠ヶ関川	85.31
鮭川	643.78
小国川	378.40
銅山川～角川	399.01
北村山	454.73
寒河江川	215.26
月布川～朝日川	90.59
山形	296.29
白川	422.18
荒川	362.55
置賜	518.73
前川	12.67
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.97
田川	346.66
五十川～鼠ヶ関川	143.90
鮭川	47.09
小国川	42.87
銅山川～角川	32.72
北村山	432.86
寒河江川	62.37

